

「湧水町 J R 肥薩線利用促進強化事業」の概要

1. 趣旨

この事業は、湧水町内の保育園、幼稚園、子ども園、小学校及び中学校、子ども会及びスポーツ少年団等、並びに町外の学校の児童生徒、スポーツ少年団等の助成対象団体が、J R 肥薩線へ愛着を深め、地域鉄道の必要性を再認識することを目的に、同鉄道の運賃等を助成します。

2. 助成内容

【運賃助成】（1 団体 1 回につき 1 0 万円を上限）

- ・鉄道運賃の実費全額助成（8 人以上の対象団体（随行者も含む。））
※団体割引運賃を適用する場合は、当該運賃となります。

【2 次交通助成】（小中学校等の児童生徒の往復利用の場合）

- ・3 万円を上限にバス借上料を助成（3 万円に満たない場合は、実費額）

3. 申請者（助成対象団体）

申請者は、次の団体の代表者です。

- (1) 保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校
- (2) スポーツ少年団、部活動
- (3) 子ども会（育成会含む。）、PTA、自治会、地区
- (4) 任意の J R 肥薩線利用団体
- (5) その他、町長が適当と認める団体

※小中学生が 8 名に満たない小規模校などが該当いたします。

※第 1 号及び第 2 号の団体については、助成対象活動の第 1 号または第 3 号の活動を行うため来町する町外の団体も対象とする。

4. 助成対象活動

助成対象となる活動は、次のとおりです。

- (1) 社会見学（遠足等）、校外授業
- (2) 団体利用促進旅行
- (3) 文化（展覧会鑑賞、大会等）・スポーツ交流（試合、合宿、試合観戦等）
- (4) その他、町長が適当と認める活動

5. 助成対象区間

- ・吉松駅または栗野駅を起点とする J R 肥薩線（全区間）及び J R 肥薩線から乗り継ぐ日豊本線（国分-鹿児島中央間）並びにその逆の区間

6. 実施要領

- ・湧水町 J R 肥薩線利用促進強化事業実施要領（別紙のとおり）

7. その他

- ・申請する前に役場企画財政課へご相談ください。

【問い合わせ・提出先】

- ・湧水町役場 企画財政課：TEL 74-3111（内線 2261）

※詳しくは、役場 HP（<http://www.town.yusui.kagoshima.jp/soshiki/28/2429.html>）